○財務省告示第四十二号

たばこ事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年財務省令第四号）による改正後のたばこ事業法施行規則第三十六条第七項及び第三十六条の二第三項の規定に基づき、たばこ事業法施行規則第三十六条第七項に基づき財務大臣が定める件（平成十五年十二月財務省告示第七百十号）の全部を次のように改正し、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から適用する。

令和元年六月十四日　　財務大臣　麻生　太郎

1　たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号。以下「規則」という。）第三十六条第六項に規定する主要な面の数が一である場合には、同条第三項各号列記以外の部分中「別表第一に掲げる文言の一以上、別表第二に掲げる文言（紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこについては別表第二に掲げる文言の一以上）及び別表第三に掲げる文言」とあるのは「別表第一に掲げる文言の一以上、別表第二に掲げる文言（紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこについては別表第二に掲げる文言の一以上）及び別表第三に掲げる文言（次項第一号に規定する表示部分の面積が千八百二十平方ミリメートル以上二千六百平方ミリメートル未満の場合にあつては、別表第一及び別表第二に掲げる文言の一以上並びに別表第三に掲げる文言）」と、同条第四項第一号中「当該主要な面につき一を限り設けられた部分（その面積が当該主要な面の面積に十

分の五を乗じて得た面積（当該面積が千三百平方ミリメートルを下回る場合には、千三百平方ミリメートルとする。）以上であるものに限る。）に、別表第一に掲げる文言の一を表示し、又は別表第二に掲げる文言（紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこについては別表第二に掲げる文言の一）及び別表第三に掲げる文言を表示すること。この場合において、表面（主要な面のうち、開け口を有する面その他消費者が一般に紙巻等たばこを取り出すと考えられる面をいう。以下この号において同じ。）のある容器包装にあつては、当該表面につき一を限り設けられた部分に、別表第一に掲げる文言の一を表示すること（全ての主要な面が表面である容器包装を除く。）」とあるのは「当該主要な面につき一を限り設けられた部分（その面積が当該主要な面の面積に十分の五を乗じて得た面積（当該面積が千八百二十平方ミリメートルを下回る場合には、千八百二十平方ミリメートルとする。）以上であるものに限る。以下「表示部分」という。）に、表示部分の面積が二千六百平方ミリメートル以上の場合にあつては、別表第一に掲げる文言の一、別表第二に掲げる文言（紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこについては別表第二に掲げる文言の一）及び別表第三に掲げる文言を表示し、表示部分の面積が千八百二十平方ミリメートル以上二千六百平方ミリメートル未満の場合にあつては、別表第一又は別表第二に掲げる文言の一及び別表第三に掲げる文言を表示すること」と、同項第二号中「同号に規定する一を限り設けられた部分」とあるのは「表示部分」と、同項第四号中「別表第二に掲げる文言（紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプ

たばこ及び刻みたばこについては別表第二に掲げる文言の一）と別表第三に掲げる文言とは」とあるのは「別表第一に掲げる文言の一、別表第二に掲げる文言（紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこについては別表第二に掲げる文言の一）及び別表第三に掲げる文言（表示部分の面積が千八百二十平方ミリメートル以上二千六百平方ミリメートル未満の場合にあつては、別表第一又は別表第二に掲げる文言の一及び別表第三に掲げる文言）は、各文言ごとに」と、同条第五項中「前項第一号に規定する「一を限り設けられた部分」」とあるのは「表示部分」と、規則第三十六条の二第二項第二号中「同条第四項第一号に規定する一を限り設けられた部分（同号の規定により別表第一に掲げる文言の一が表示される部分に限る。）」とあるのは「表示部分」と、同項第四号中「本条の規定により消費者に誤解を生じさせないために表示する文言と別表第一に掲げる文言の一とは」とあるのは「前条第四項第四号の規定にかかわらず、別表第一に掲げる文言の一、別表第二に掲げる文言（紙巻たばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ及び刻みたばこについては別表第二に掲げる文言の一）、別表第三に掲げる文言及び本条の規定により消費者に誤解を生じさせないために表示する文言（表示部分の面積が千八百二十平方ミリメートル以上二千六百平方ミリメートル未満の場合にあつては、別表第一又は別表第二に掲げる文言の一、別表第三に掲げる文言及び本条の規定により消費者に誤解を生じさせないために表示する文言）は、各文言ごとに」と読み替えるものとする。

２　容器包装を開いた際に二以上の部分に分離され規則別表第一、規則別表第二及び規則別表第三に掲げる文言並びに規則第三十六条の二の規定により消費者に誤解を生じさせないために表示する文言を読みやすく表示することが困難である面については、規則第三十六条第六項に規定する主要な面ではないものとみなす。

３　葉巻たばこを入れ又は包む最小容器包装が無色透明又はほとんど無色透明の主としてプラスチック製のものである場合における規則第三十六条第二項に規定する文言の表示については、当該最小容器包装に入れ又は包まれる葉巻たばこの水平投影面積（最大面積に限る）（二以上の葉巻たばこを一の販売単位で販売する場合には各葉巻たばこの水平投影面積の合計）に十分の五を乗じて得た面積（その面積が千八百二十平方ミリメートルを下回る場合には、千八百二十平方ミリメートルとする。）以上の面積に相当する紙面その他これに類するもの（以下「紙面等」という。）を当該最小容器包装に貼る方法その他これに類する方法により行うものとする。

４　葉巻たばこを入れ又は包む最小容器包装がない場合における規則第三十六条第二項に規定する文言の表示については、当該葉巻たばこの水平投影面積（最大面積に限る）（二以上の葉巻たばこを一の販売単位で販売する場合には各葉巻たばこの水平投影面積の合計）に十分の五を乗じて得た面積（その面積が千八百二十平方ミリメートルを下回る場合には、千八百二十平方ミリメートルとする。）以上の面積に相当する紙面等を当該葉巻たばこに添える方法その他これに類する方法により

行うものとする。この場合において、規則第三十六条第三項の適用上、当該葉巻たばこを二以上入れ又は包む容器包装（当該容器包装が無色透明又はほとんど無色透明の主としてプラスチック製のものである場合を除く。）は同項第二号に規定する容器包装とみなす。

5　前二項の場合において、同項に規定する紙面等には、これを規則第三十六条第四項第一号に規定する一を限り設けられた部分とみなして、第一項の規定により読み替えて適用する規則第三十六条及び規則第三十六条の二の規定（規則第三十六条第四項第二号を除く。）の例により規則第三十六条第二項に規定する文言を表示するものとする。

6　たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号。以下「法」という。）第三十八条第一項の規定により法第二条第三号に規定する製造たばことみなされる場合において、規則第三十六条第六項に規定する主要な面の数が一であるときは、規則第三十六条の四の規定により読み替えて適用する規則（以下「読替え後の規則」という。）第三十六条第三項各号列記以外の部分中「別表第五に掲げる文言の一以上及び別表第六に掲げる文言」とあるのは「別表第五に掲げる文言の一以上及び別表第六に掲げる文言（次項第一号に規定する表示部分の面積が千八百二十平方ミリメートル以上二千六百平方ミリメートル未満の場合にあつては、別表第五又は別表第六に掲げる文言の一以上）」と、同条第四項第一号中「当該主要な面につき一を限り設けられた部分（その面積が当該主要な面の面積に十分の五を乗じて得た面積（当該面積が千三百平方ミリメートルを下回る場合には、千三百平

方ミリメートルとする。）以上であるものに限る。）に、別表第五に掲げる文言の一又は別表第六に掲げる文言を表示すること。この場合において、表面（主要な面のうち、開け口を有する面その他消費者が一般に紙巻等たばこを取り出すと考えられる面をいう。以下この号において同じ。）のある容器包装にあつては、当該表面につき一を限り設けられた部分に、別表第五に掲げる文言の一を表示すること（全ての主要な面が表面である容器包装を除く。）」とあるのは「当該主要な面につき一を限り設けられた部分（その面積が当該主要な面の面積に十分の五を乗じて得た面積（当該面積が千八百二十平方ミリメートルを下回る場合には、千八百二十平方ミリメートルとする。）以上であるものに限る。以下「表示部分」という。）に、表示部分の面積が二千六百平方ミリメートル以上の場合にあつては、別表第五に掲げる文言の一と別表第六に掲げる文言とを、行を改める方法その他これに類する方法により区分して表示し、表示部分の面積が千八百二十平方ミリメートル以上二千六百平方ミリメートル未満の場合にあつては、別表第五又は別表第六に掲げる文言の一を表示すること」と、規則第三十六条第四項第二号中「同号に規定する一を限り設けられた部分」とあるのは「表示部分」と、読替え後の規則第三十六条第五項中「前項第一号に規定する「一を限り設けられた部分」」とあるのは「表示部分」と、読替え後の規則第三十六条の二第二項第二号中「同条第四項第一号に規定する一を限り設けられた部分（同号の規定により別表第五に掲げる文言の一が表示される部分に限る。）」とあるのは「表示部分」と、同項第四号中「別表第五に掲げる文

言の一」とあるのは「別表第五に掲げる文言の一又は別表第六に掲げる文言」と読み替えるものとする。

7　法第三十八条第一項の規定により法第二条第三号に規定する製造たばことみなされる場合において、容器包装を開いた際に二以上の部分に分離され規則別表第五及び規則別表第六に掲げる文言並びに読替え後の規則第三十六条の二の規定により消費者に誤解を生じさせないために表示する文言を読みやすく表示することが困難である面については、規則第三十六条第六項に規定する主要な面ではないものとみなす。